

最近における金融経済教育の動向について

坂下 晃

1 はじめに

我が国では一九九〇年代からバブル崩壊、不良債権問題があり金融システムの改革が行われてきた。一九九七年六月の「証券取引審議会答申」では、「金融ビッグバン初年度となる一九九九年には、日本の金融に新しい運動が誕生することを期待したい。その一つの例として、これまで十分には考えられてこなかった『賢い投資家創り』の運動を投信業界のみならず日本の金融界が一致協力して行うことを、ここで提唱したい。」と金融サービスのエンドユーザーである個人に市場メカニズムへの理解が必要であり、金融サービス業はそのための努力をしなければならぬとされた。

その後、政府が我が国の金融システムをこれまでの産業金融モデルだけでなく市場型金融モデルに誘導するため、二〇〇一年六月の「経済財政諮問委員会」における骨太の方針で、「貯蓄から投資へ」というスローガンが打ち出され、マネーフロー構造を転換させようと試みてきた。

二〇〇二年の金融庁が発表した「金融システムと行政の将来ビジョン」では銀行中心の預金・貸出による資金仲介に加え、市場において、成長性は有するものの相対的にリスクが高い事業等への資金供給を適切に行い、幅広くリスクを分配していくという市場型金融にも軸足を置いた「複線的な金融システム」の構築が実施された。ここでは、個人は仲介機関が提供する商品やサービスの内容に差が出てくるので、少しでも高いリターンへの二

ーズが高まるため、「貯蓄から投資へ」の変化を政策的にも後押しする必要があるとしている。

そして、産業金融モデルと市場型金融モデルを併存させようとする「複線的な金融システム」に関して、二〇〇九年一二月の「金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告」では、「複線的な金融システムとは決して市場型金融による偏ったシステムではなく、市場型金融による金融仲介と銀行部門の預金・貸出を通じた金融仲介がバランスのとれた形で機能していくことが重要である。」としている。これを実現するには、国民の金融資産の増大や、ニーズに合った金融商品が販売会社から顧客本位の販売により提供されるだけでなく、国民が「リスクとリターン」についての認識を持ち、「自己責任原則」で資産運用することが求められることになった。このため国民各層に対する金融経済教育の必要性が必要になってきたといえる。そのために、金融経済教育が体系的に整合性をもって実施されているか、また、金融先進国といわれる欧米諸国、特に米英両国との比較において、我が国の金融経済教育の実情と課題を明らかにすることも意味があることであろう。

「投資教育に関する国際セミナー」(投資家教育国際フォーラム (International Forum for Investor Education)⁽¹⁾)と日本証券業協会の共催)が、二〇〇九年一〇月二六日(木)に東京で、翌二七日(金)は大阪でそれぞれ開催された。

同セミナーは、①「米国・英国・日本・アジアにおける金融・投資教育の推進体制」米国の先進事例を中心に、金融・投資教育の進め方のフレームワークについて、②「シニア層に対する証券知識の普及啓発活動」、③「中学・高校における金融教育」の三つのセッションで構成されており、非常に熱心なプレゼンテーション、パネルディスカッションが展開され有意義なセミナーであった。

東京会場に出席された日本経済新聞社の編集委員 前田昌孝氏も、昨年一〇月二七日の日本経済新聞「一目均

衡」において「投資教育が必要な理由」のテーマで「日本で『投資教育』が進まない理由が改めて理解できた。投資家を育てることが、国家戦略の基本に位置づけられていないのだ。」と記事を掲載されている。

「金融経済教育」についての我が国の進捗状況や、問題点を概観するとともに、同セミナー大阪会場に参加してきたのでその内容も紹介してみたい（近く、日本証券業協会は同セミナーの「報告書」を刊行の予定である）。

同セミナーでは米英両国の他、オーストラリア、カナダ、香港、韓国、タイの事例も紹介され、貴重な意見を聞くことができたが、本稿では、英国と米国のパネリストの講演内容と講演資料等を中心に紹介している。

2 金融経済教育の必要性

(1) 金融経済教育懇談会における考え方

二〇〇五年六月に発表された金融庁の「金融経済教育懇談会」では、金融経済教育について次のように指摘している。

「これまでお金に『うとい』、『無頓着』であることは社会的に必ずしもマイナス・イメージでは捉えられていなかったところ、いきなり「これからは自己責任」といわれて多様な選択肢とリスクの可能性を示され、とまどっているのが、多くの国民の率直な実感ではないかと考えられる。

このような現状を踏まえれば、国民一人一人に、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し意志決定する能力、すなわち金融経済リテラシーを身につけてもらい、また、必要に応じその知識を充実する機会を提供することは、今や大きな社会的要請となっているといえる。こうした意味での金融経済教育には個人の情報対応力を高めることにより、資源配分を

効率化させるとともに、社会的コストを抑制・軽減する効果が期待できる。また、一四〇〇兆円の個人金融資産を個人々が賢明に運用していくことは、国民経済的にも大きな意義がある。²⁾

ここでは、一九九八年の日本版金融ビッグバン以降、遅れていた国民に対する「金融教育」に対する政府の基本的な考え方が政府の懇談会報告書とは思えないほど率直に示されている。高度経済成長が終わりを告げたにもかかわらず、人々の思考方法の切り替えが進んでいない段階で、個人の資産運用においても自らの責任で意志決定を行わなければならない局面が増加したことを明記しているといえる。

(2) 金融経済教育必要性の背景

我が国において「金融経済教育」が必要になってきた背景を概観して、次のように整理してみたい。

① 金融システムの変化

一九九二年の「金融制度改革法」、一九九八年の「金融システム改革法」に見られるように政府はデ・レギュレーションを実施することで市場型金融への舵取りの変更を企図した。間接金融において、最終的な資金の借手が有する貸し倒れリスク（デフォルト・リスク）は金融仲介者である銀行等の金融機関が負担していたが、市場型金融では最終的貸し手の家計が負担することになる。このため、最終的貸し手である家計部門はリスクとリターンについて理解することを求められることになった。

② 少子高齢化社会の到来

現行の出生率一・三七が続くと四〇年後の我が国の人口は八六〇〇万人にまで減少すると予測されている。少子化が進む一方で高齢化が進展しており、長生きのリスクが指摘されるところである。少子高齢化による問題点

は様々あるが、一例をあげても、年金問題が大きくクローズアップされ、若い世代からの積立不足を補うため、高齢者自らの資産運用が重要視されるようになった。

金融中央委員会の二〇〇八年の「家計の金融行動に関する世論調査」でも年金で「日常生活費程度もまかなうのが難しい」と回答した世帯が五割を占めており、老後の生活が「心配である」と答えた世帯が八割強になっている。そのため、経済的な豊かさを実感するために大切なこととして掲げる項目では、「ある程度の額の年収の実現」が三分の二、「ある程度の額の金融資産の保有」が約五割になっている。

③ 情報化の進展

インターネットの進展により、商品購入、資金決済、契約締結などの商取引だけでなく、金融の面でも幅広く活用されている。ネット証券取引、ネットバンキング等であるが、これにより取引の対象が大きく拡大し、これまではそれらの取引の枠外にいた人々が参加してきた。メリットだけでなく不十分な知識のまま取引を行うという危険性がある。また、反面、高齢者に見られるように情報化に対応できずに取り残される人々があり、それらの人々は情報化のメリットを享受できないわけである。情報にアクセスできないということは、単に情報を選別する能力の格差にとどまらずに、分配の格差に結びつくおそれがある。

④ 金融詐欺の防止

家計、特に年配者を対象とした詐欺、振り込め詐欺等金融犯罪に対する認識と防衛である。また、欧米におけるようにクレジットカードの過剰使用問題が大きな問題となる可能性も危惧される。

⑤ 個人金融資産の構成

我が国の個人金融資産（二〇〇七年六月）は、現貯金・信託で五〇・五％（一九九八年五二％）と半分を占め

ているのに対し、証券は二〇・〇％（株式・出資金一二・二％、債券等二・八％、投信五・〇％）と、米国の現預金一二・四％、証券五三％（株式・出資金三一・七％、債券七・〇％、投信一四・三％）と全く逆の金融資産保有状況にある。また、企業の資金調達のうち銀行からの借り入れが三〇％強（一九九八年度四一％、二〇〇八年度三六％）となっている。日本版金融ビッグバンが行われた一九九〇年代後半からでも個人の金融資産運用における預貯金すなわち間接金融のウェイトは大きくは変化していなく、また、企業の資金調達でも間接金融が依然、主流であることがわかる。

これらの問題への重要な対応策の一つが金融経済教育である。「現在の家計に強く求められているのは『金融（金銭）に関する賢い選択を行う能力』（金融リテラシー）の向上に他ならない。更に、金融リテラシーには情報処理の能力も含まれる。金融市場の発達は家計の選択肢を多様化させる一方、金融商品・サービスに関して、処理しなければならぬ情報の大量化と複雑化を招いた。このような新たに利用可能となった情報に対処するため、金融リテラシーは不可欠となる。⁽³⁾」このように、経済のグローバル化、規制緩和の進展、高齢化社会への対応、金融詐欺からの防御さらには積極的にライフプランに沿った資産運用という様々な観点から金融経済教育の重要性が増してきたのである。

3 わが国における金融経済教育

(1) これまでの歩み

これまでの金融経済教育の展開を、政府関係の最近の動きを中心に概観すると、次の通りである。

① 一九五二年

・「貯蓄広報中央委員会」(二〇〇一年に「金融広報中央委員会」に改称⁽⁴⁾)が設立された。
中立・公正な立場で金融経済サービス、生活設計の勧め、金銭教育の普及を役割としており、我が国における金融経済教育に中心的役割を果たしている。

② 二〇〇〇年

・金融審議会は答申「二一世紀を支える金融の新しい仕組みについて」を発表した。
金融に関する消費者教育の重要性を指摘している。この答申では、これまでの進め方が様々な機関・団体による個別の取組みにとどまっていたとの問題意識に立って、「まずは、業界、消費者団体、地方公共団体、関係省庁等が参加する貯蓄広報委員会・都道府県貯蓄広報委員会のネットワークを活用し、消費者教育を体系的・効率的に実施することが重要である」としている。

③ 二〇〇二年

・金融広報中央委員会は、「金融に関する消費者教育の推進に当たったの指針(二〇〇二)」を発表した。金融に関する消費者教育の体系的・効率的推進に資するものである。

・金融庁は「証券市場の改革プログラム」を発表した。

具体的施策において「投資知識の普及・情報の提供」について言及した。

④ 二〇〇三年

・金融審議会第一部会報告において「投資教育のあり方」について言及した。

⑤ 二〇〇四年

・金融庁「金融改革プログラム」を発表し、金融経済教育の拡充を明記した。

⑥ 二〇〇五年

・金融庁「金融経済教育懇談会」を設置し、「論点整理」を発表した。

二〇〇四年一二月に金融庁が公表した「金融改革プログラム」金融サービス立国への挑戦」では、具体的な施策の一つとして、「利用者のライフサイクルに応じ、身近な実例に則した金融経済教育の拡充」が盛り込まれた。この趣旨を受けて二〇〇五年三月から七回にわたって行われたのが冒頭に紹介した「金融経済教育懇談会」である。同懇談会では、金融経済教育の意義・必要性について検討され、今後の金融経済教育における官民連携のあり方、金融庁の役割について論点整理が発表された。主な内容は、①初等中等教育段階では、a. 教材自体は豊富である、b. 学習指導要領にも相応の記述あり、c. 具体的な方法は現場の自由裁量に任されている、d. 教育現場の意識等からの制約あり（例…投資と投機の区別なく「金儲け」の話はタブー視される傾向等）等があげられ、課題としては、学習指導要領の記述と現場の意識・実践とのギャップを埋めることが重要とされている。また、②社会人・高齢者段階では、現状として、a. 教育機会・教育内容も対象者のニーズによって多様である、b. リスクの概念、投資と投機の区別、分散投資の基本も必ずしも知識として共有されていない。また、課題としては主体的に学ぼうとする個人の支援・動機付けが重要であると指摘している。

金融経済教育の意義・必要性については、「適切な情報にアクセスし選別する能力の格差が、社会的分配の格差にまで結びつく状態が生じている。」としている。その防止策として、「金融経済教育は、特にこれからの世代に対する初等・中等教育の段階において適切に行われることが重要であるほか、これまでそのような教育を受け

てこずに社会人、さらには高齢者になってしまった世代に対しても必要である。」としており、金融経済教育は学校教育だけを対象にするのではなく、そこから取り残された社会人・高齢者の世代にも必要であるとしている。

4 英国における金融経済教育

(1) 国家戦略としての金融経済教育

英国では、サッチャー元首相が一九七九年～一九九〇年の在任中に、英国を立て直すには教育、特に経済に関する教育に重点を置き、教育改革を実行した。二〇〇〇年六月に金融サービス市場法が成立したが、第四条でFSAに「金融システムに対する公衆の理解向上」の法的任務を負わせている。英国では、「よりよい情報を持ち、教育され、より自信を持った市民が自分自身の金融問題に対してより大きな責任をとることが出来るとともに、金融サービスの市場でより活発な役割を担うことが出来ること」というビジョンを掲げており、金融教育の特色の第一は、法によって位置づけられており、国家戦略として政府がリーダーシップを取っていることから体系的な取り組みが可能になっており、行政が業界、NPO、消費者団体を引っ張ってきたことである。

(2) 英国における金融経済教育のポイント

財務省は金融能力に関して制度面を担当し、FSAは具体的な遂行に関して主導権を持っている。

学校における金融教育は、英国政府の長期目標がすべての子供は学校で計画的にかつ一貫したパーソナル・ファイナンスのプログラムを受けられるようにすることであり、それは大人になったときに金融問題に取り組むス

キルを身につけるためである。

FSAは、金融経済教育に必要な財源を自らの規制対象である金融サービス企業から徴収している。金融経済教育からのメリットは、まず国民、次に金融サービス企業・産業に、そして英国の経済全体が成長すれば、最終的に地方政府と国に到来するという考え方に立脚して長期的な政策を実施しているのではないかと考えられる。

最近の動きの中で特に注目に値するのは、「マネーガイダンス」⁽⁶⁾である。これは、資金を金融・証券・保険業界が五〇%、政府が五〇%それぞれ負担し、消費者に中立的な情報を提供するものである。

その内容は、①全国を対象に年金に関する包括的な金融アドバイスをを行う。②主な対象者は、金融に関する意志決定が上手くできないために最も被害を受けやすい七〇歳以上の人たち。③複雑化する金融商品について、④中立で、販売行為は行わない。⑤ツールは、インターネット、電話、対面。⑥適切な場合には、アドバイスを専門に委託する（年金アドバイス・サービス、ファイナンシャルアドバイザー等）。このように高齢者を主な対象とする金融アドバイサービスである。

英国においても高齢者層に「アセット・リッチ（豊富な資産）・インカム・プアー（少ない所得）」の現象が目につくようになる中で、マネーガイダンスは資産運用に当たり必要な金融サービス情報に業者に商品を買わされるのではないかとというような不安なしに、あるいは必要な情報に気楽にアクセスできるものであり、しかも、「公認されたパートナーである『ジェネラリスト (generalist)』は、マネーガイダンスのすべてのトピックスを一定のレベルまで提供し、公認されたパートナーである『スペシャリスト』は、年金などのトピックスに関して掘り下げたマネーガイダンスを提供する。」⁽⁷⁾ということから通常の一般相談では十分ではない、年金等込み入った商品に対しては別途より詳しい相談が用意されている。我が国においても、中立で幅広くかつ深度があるマネーガ

イダンスは高齢者の年金等老後の生活問題が深刻化する中で参考になるところである。

(3) 「投資教育に関する国際セミナー」における主な具体例

① 政府の役割

- ・財務省は、各省庁にまたがる重要課題を調整する。また、学校における金融経済教育について地方政府との橋渡しを行う。
- ・FSAは、金融制度に対する一般の人々の意識向上を図る目的で、二〇一一年までに一〇〇〇万人に対する金融経済教育を行い、その費用を支弁するため金融企業から年間二二〇〇万ポンドの徴収等の国家戦略を遂行する。
- ・公正取引庁は、消費者関連事業を実施する。
- ・FSAは、パーソナル・ファイナンス教育グループ (pagg)⁽⁸⁾ によって提供される中等教育向けプログラムの「ラーニング・マネー・マターズ」に対して二〇〇六年から二〇一一年に一六〇〇万ポンドの資金援助を行った。
- ・FSAは、学校への相談員の派遣や教材を提供している。
- ・学校を卒業した若者のための支援としては、a. お金の意味するもの (FSAの一六〜二五歳向けウェブサイト)、b. さらなる教育の支援 (一六歳からカレッジ向け「金融博士」⁽⁹⁾ プログラム、学生ローンを通じたFSAの教育)、c. 学位課程の中の金融能力に関するコンテンツ、d. FSAは、教育を受けず、仕事もなく、職業訓練も受けていない手が届かない若者たち (ニート) も支援している。

・すべての子供は学校で金融能力を計画的にかつ一貫したパーソナル・ファイナンスのプログラムを受けられるようにすることが政府の長期目標である。

・子供たちに、大人になったときに金融問題に取り組むスキルを身につけてもらうことが目的である。

② 業界団体、金融企業、NPOの役割

・FSAによる徴収を通じた、あるいは個別プログラムに財政的支援を行う。

・自主的な金融経済教育を行う。

・Deccaは、当分野で幅広いプログラムを提供するのと、教材の認定制度の分野で主役を演じている。

・金融サービス研究所は、GCSE試験（一六歳）¹⁰とAレベル試験（一八歳）における金融能力について、資格認定を与えている。

③ 学校における金融経済教育

・二〇〇八年より、金融能力は中等教育のカリキュラム（一一〜一九歳）の中で、「個人、社会、健康、経済」（科目名）の教育において、明確な小科目として位置づけられている。

・「個人、社会、健康、経済」の教育については、カリキュラムの中で、法律に定めた必修部分とする。

・金融能力は、GCSEにおける数学の一部として評価されるようになる。

④ 社会人に対する金融経済教育

・調査結果では、四〇歳未満の人々がより多くの金融能力を身につけているとの結果が出ている。具体的には、「家計の帳尻を合わせる」能力は、六〇代以上で特に優れている。また、六〇代以上の人たちは一般的に特に能力がある。その一方で、七〇代以上の人々については「商品の選択」や「新しい情報の入手」などの能

力で極端な低下が見られる。

・特に必要な支援は、将来に対する計画を持っていない退職前の人々と、七〇代以上の人々が新しい情報が不足しており、支援が必要である。

・四〇代未満の人たちの退職後に向けての計画を支援することにより、将来に向けて問題が蓄積するのを防ぐ必要がある。八〇%の人々は、退職後に現在の生活水準を維持できない。

・「確定給付年金スキーム」の減退は、退職後所得がいくら入ってくるかわからないという確実性の低下とリスクの個人への移転や年金保険という問題がある。

・進展する長寿化、具体的には介護費用、アセット・リッチ（豊富な資産）とインカム・プアー（少ない所得）、資産の取り崩し、等の問題がある。

・テクノロジー及び金融サービスにおける顧客と供給者との関係の変化や新しい複雑な商品の登場も問題である。

・退職前それとも退職後は、国の年金制度改革、個人及び国の年金予測、ペンション・クレジット（高齢者への無税支払制度）等の退職後所得について理解することが重要である。

・退職後のための貯蓄を支援として、二〇一二年から職場別年金あるいは個人勘定（政府が運営する制度）に自動加入することになる。これにより新たに八〇〇〜一〇〇〇万人が年金貯蓄者になることになる。

⑤ 「マネーガイダンス」

・「マネーガイダンス」は、全国を対象に年金に関する包括的な金融アドバイスで、「アドバイス・ギャップ」を埋めるものである。

- ・主な対象者は、金融に関する意志決定がうまくできないために、最も被害を受けやすい人たち、具体的には、金融資産の管理ができない七〇歳以上の人である。
- ・インターネット、電話、対面を使用し、中立で、販売行為はない。
- ・適切な場合には、アドバイザーを専門家に委託する。例えば、年金アドバイス・サービスあるいはファイナンシャル・アドバイザーなどである。
- ・主な提供団体と協力する。例えば、「エイジ・コンサーン」(高齢者向けチャリティ)。
- ・年金の選択に関しては、一般的な市場での選択と年金保険に関する中立的な情報や最適な年金を探すためのウェブサイトを立ち上げている。

5 米国における金融経済教育

(1) 官民の連携体制

米国においては、これまでNPO等の民間の活動が中心的な役割を果たしてきたが、最近になり官民の連携体制が確立してきたことと、実践的教育等に特色がある。

連邦・州政府、FRB、大学、アメリカ経済教育協議会(NCEE)やジャンプ・スタート個人金融教育連盟(JumpStart Coalition for Personal Financial Literacy)⁽¹¹⁾等のNPO、消費者団体等がそれぞれの立場から消費者教育に取り組みだけでなく、事業の効率的な推進を目指して緊密な協力体制、連携体制をとっている。しかしながら、国民全体の金融リテラシーをより効率的に向上させるためには国家レベルでの金融リテラシー戦略が不可欠であり、その構築が求められていた。

「連邦政府レベルで国民の金融リテラシーの向上活動を担当する中核部署として、二〇〇二年五月に財務省内に金融教育局 (Office of Financial Education) が設置された。さらに財務省金融教育局が中心となり、二〇〇四年一月二九日に二〇の連邦政府機関の代表者から構成される『金融リテラシー・教育委員会』(Financial Literacy and Education Commission) が設立された。」⁽¹²⁾とあるように各団体間の事業の重複排除や整合性の確立に向けて連邦政府が役割を果たそうとしており、米国においてもこれまでNPOを中心とする民間機関を中心に行われていた金融経済教育を、政府がさらに国家戦略として位置づけて、体系化していることがわかる。

(2) 「投資教育に関する国際セミナー」における主な具体例

① 政府の役割

政府の取組として国レベルでは、財務省に「金融教育局」を設置し、「金融リテラシーに関する大統領諮問委員会」、「FLEEC (連邦政府の二〇機関が参加)」を設置している。

② 業界団体、金融企業、NPOの役割

・金融リテラシー教育には多くの人々(学者、NPOのリーダー、ファイナンシャルプランナー、カウンセラー、政治家、財団、労働組合、教育者・教師、金融サービス業者、有力メディア、著述家、ジャーナリスト等)が関与する。

③ 機関、連盟、協会等を設立している (例…米国貯蓄教育協議会、ジャンプ・スタート個人金融教育連盟)。

・学校における金融経済教育

・教育における問題点としては、グローバル化とテクノロジーとそれによる変化がある。

・金融リテラシーに関する大統領諮問委員会では、学校における教育、職場での教育、社会的弱者への浸透、効果的方法についての研究・調査を行っている。

④ 社会人に対する金融経済教育

・米国は、危険な状態にある五千万世帯もの中流家庭によって引き起こされる国家的危機に直面している。これらの多くの世帯は、退職後の日々には備えた資産、準備、支援制度、保護のいずれも有していない。

・何が危険な状態にあるのかは、退職前の所得が\$三万〜\$一〇万の危険な状態にある中流層世帯の大部分の人々は、a. プロのファイナンシャルプランナーによる専門的なアドバイスや指導を求めている。b. 退職後の家計維持のために貯蓄、準備、支援体制、保護のいずれの手段も持っていない可能性がある。このことから、退職所得の取り崩しという国家的危機が迫っている。という問題を抱えている。

・早期退職については、a. 昔から経済的成功の象徴とみなされてきたこと。b. 早期退職は「もう二度と働かない」と考えられてきたこと。c. この人々が、十分に準備を整え、退職後の生活を最適にするためには、退職に関する考え方をもう一度見直してもらう必要がある。d. 退職に対する新しい考え方を取り込むことにより、行動に変化が生じるであろう。という問題点があり、社会全体の価値観の移行の必要性がある。

・危険な状態にある中流層世帯の米国人が理解しなければならぬのは、a. 多くの米国人が、パーソナル・ファイナンス上崩壊の危機に瀕している。b. 全ての米国人が金融の状態を知る責任がある。c. 退職について、資格を有するファイナンシャルプランナーから客観的なアドバイスを受けることが重要である。d. 退職金を得る必要がある。e. できる限り長く働く必要がある。f. 社会保障給付金を早期に受け取ること、受給額が少ないことを意味する。g. 医療及び長期の介護ニーズに対する支払制度を知っておく必要が

ある。h. 年金制度は信頼できる所得源を提供可能。i. 退職前に、消費者金融及びクレジットカードの負債を精算することが重要。j. 退職前に、401K貯蓄を使うことはマイナスの影響をもたらす。という一〇の事実である。

⑤ ウエブサイト

・退職所得の取り崩しに関するウエブサイト decumulation.org を立ち上げた。これは、十分なサービスを受けていない人々、十分な貯蓄のない人々、準備がない人々、情報が伝わっていない又は間違った情報が与えられている人々が最適な選択と決定をするためのウエブサイトである。

・ウエブサイトでは、仕事、社会保障、住宅及びモーゲージ、保険、年金、退職プラン、借金、詐欺を取り扱っている。

6 結びにかえて

金融経済教育について我が国と米英両国における政府の対応は大きく異なっている。個人金融資産における預金の比率がリスク商品にシフトしないところから「貯蓄から投資へ」の動きは停滞したままで、一昨年のサブプライム問題、昨年のリーマンショック以降は逆行の現象すら見せている。この現状を打破するために個人に対する金融経済教育が重要な環境整備となる。逆に言えば、国家戦略として市場型金融システムを採用することは国民をリスクにさらすことになる。その前に金融経済教育が実施されていなければならなかったといえる。

わが国における金融経済教育の遅れや、体系的な指針がないことは既に国や金融中央委員会が認めているとこ

ろであるが、米英両国では、これまで移民の増加等それぞれの事情による教育水準の低下に危機感を持ち様々な改革を行ってきたことも背景の一つではあるが、国際金融センターとしての競争力を維持するため、金融経済教育を国家戦略として打ち出しているのは、最終的には「国家の利益」、「国民の利益」を守るためであろう。

我が国としても、金融経済教育の一層の充実が期待される場所である。一例をあげれば、当面次の諸点について検討し、工夫することも有益ではなからうか。

1. 国家戦略として金融経済教育の重要性を位置付ける。

米英両国に見られるように、我が国も国家戦略として「金融経済教育を推進する」旨を明確化し、米英両国との差がこれ以上拡大しない対応をとる。

2. 推進主体は、政府（金融庁）が行う。

米国では、国民の金融リテラシーの向上活動を担当する中核部署は財務省金融教育局であり、「金融リテラシーと教育の向上に関する法律」に基づいて、「金融リテラシーと教育委員会」を設置している。英国では財務省が、各省庁にまたがる重要課題の調整役を行い、FSAは、具体的な金融経済教育を担当している。

我が国では、これまで金融広報中央委員会が金融経済教育の中心的役割を果たしてきた。しかし、金融庁には金融庁設置法第四条に「金融に係る知識の普及に関すること」が規定されていることから国家戦略を担う主導的な役割を担当すると共に、各省庁、金融広報中央委員会、業界団体、NPO等のとりまとめる役割・機能を持ち、とりわけ金融中央委員会とは連携を密にして我が国の金融経済教育を大きく推進させることが望まれる。

3. 金融経済教育を効率的に実施するため、関連する様々な政府機関、団体、NPOが連携を強化する。

既に、金融広報中央委員会が、「金融に関する消費者教育の推進に当たつての指針」で提案しているが、いまだ体系化や連携が十分とはいえない。英米両国では政府の指導で連携・分担が行われているように、各省庁、業界団体、NPO等の連携が重要である。

証券界においては、「認可金融商品取引業協会」である日本証券業協会はもとより、「認定金融商品取引業協会」の投資信託協会等も金融商品取引法に「金融知識の普及と啓発」が義務とされていることもあり、今後も金融経済教育の充実、発展に寄与することが望まれる。

4. 中立的な機関がマネーガイダンスを行う。

英国では、「ジェネリック」アドバイス・サービスを中心にマネーガイダンスが行われている。特定の商品やサービスの推奨を行うものではなく、金融サービスを必要としながら現実にはアクセスできないという人々のギャップを埋めることができる。高齢化社会の到来で年金が大きな問題になっているが、我が国でも早急な導入が検討に値しよう。

一例として、日本証券業協会が開設する「金融商品取引相談」における、「証券取引制度等に関する質問及び意見」という一般相談の件数が二〇〇八年度で九五九一件あったが、証券取引に関する一般相談だけで約一万件あるということは、他の金融取引をあわせて考えるとマネーガイダンスが成り立ちうる基盤は十分にあると考える。

注

(1) 投資家教育国際フォーラム (International Forum for Investor Education) は、投資家教育を担う各国・地域の民間、

政府関係機関が連携して世界の投資家教育プログラムの水準を向上させることを目的に、二〇〇五年に設立された団体である。二〇〇九年九月末現在、二四会員で構成されている。

(2) 金融庁 金融経済教育懇談会「金融経済教育に関する論点整理」 五頁 二〇〇五年六月

(3) 若園智明「金融教育とは何かを考える」『証券レビュー』(財) 日本証券経済研究所 第四六卷第一号 八八頁 二〇〇六年十一月

(4) 「金融広報中央委員会」(事務局日本銀行情報サービス局) は、健全で合理的な家計運営のために、都道府県金融広報委員会、政府、地方公共団体、民間団体等と協力して、①中立公正な立場からの性格でわかりやすい「金融経済情報」の提供②一人ひとりが賢い消費者として自立するための「金融経済学習の支援」の二つの活動を行っている。

(5) 金融サービス機構 (Financial Services Authority) 一九九七年に各種金融規制当局が集約されて、二〇〇一年の金融市場サービス法の下で、預金・貸出、証券、保険などすべての金融サービスを一括監督する単一の規制監督機関である。法的形態は保証有限責任の私的会社であり、運営費用は主に認可業者からの手数料によって賄われる。

(6) 二〇〇八年の「一般的金融助言についてのトルセン・レビュー」報告書で、それまでジェネリック・アドバイス (generic advice) と呼ばれていた名称は、「マネーガイダンス (Money Guidance)」と変えられた。

(7) 大橋善晃「英国による金融教育」(3) 金融能力国家戦略の策定と新たな戦略目標の設定『証券レビュー』(財) 日本証券経済研究所 第四九卷第七号 二二九頁 二〇〇九年七月

(8) 「金融教育に携わるボランティア機関であり、彼らのミッションは、学校を卒業する全ての若者が社会の一員となるために、金融問題についての自信とスキルと知識を身につけるようにすることである。Digは、社会、経済、文化的背景の違いを考慮しつつ、さまざまな能力レベルの人々にふさわしいアドバイスや資源を提供している。Digは、教

師と四歳から一九歳までの子供及び若者をサポートしている。」(大橋善晃「英国による金融教育(2) 金融能力国家戦略の策定と新たな戦略目標の設定」『証券レビュー』(財)日本証券経済研究所 第四九卷第五号 一六一頁 二〇〇九年五月)

(9) 「FSAは、大学の学生を対象として、彼らが困難に直面する前に資金を管理することができるよう支援し、物事が計画どおりにいかないときに情報や援助を提供するために、「マネードクターズ (Money Doctors)」と呼ばれるHE金融能力プログラムを開発した。」(大橋善晃「英国による金融教育(2) 金融能力国家戦略の策定と新たな戦略目標の設定」『証券レビュー』(財)日本証券経済研究所 第四九卷第五号 一四六頁 二〇〇九年五月)

(10) 「一六歳時に行われる中等教育終了資格試験、英国の初等、中等、高等学校レベルの教育システムには『卒業』という概念はない。それぞれの教育レベルの終了時に全国統一試験を受けてパスすることが、事実上の『卒業』に相当することになる。GCSEはこの全国統一試験の一つである。」(大橋善晃「英国による金融教育(3) 政府による金融能力の取組み」『証券レビュー』(財)日本証券経済研究所 第四九卷第七号 一五四頁 二〇〇九年七月)

(11) ジャンプ・スタート個人金融教育連盟 (JumpStart Coalition for Personal Financial Literacy) は、NAPDで、学習指導要領を作成している。

(12) 若園智明「金融教育とは何かを考える」『証券レビュー』(財)日本証券経済研究所 第四六卷第一号 九三頁 二〇〇六年一月

参考文献

・金融庁 金融経済教育懇談会「金融経済教育に関する論点整理」二〇〇五年六月

- ・金融広報中央委員会「金融教育プログラム」社会の中で生きる力を育む授業とは」二〇〇七年
- ・金融広報中央委員会「金融に関する消費者教育の推進に当たっての指針二〇〇二」二〇〇六年
- ・金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」二〇〇八年
- ・内閣府「経済教育に関する研究会 中間報告書概要」二〇〇五年六月
- ・若園智明「金融教育とは何かを考える」『証券レビュー』第四六卷第一号（財）日本証券経済研究所 二〇〇六年十一月
- ・大橋善晃「英国における金融教育（1）FSA主導による「金融に関する消費者教育」への取り組み」『証券レビュー』（財）日本証券経済研究所第四九卷第二号 二〇〇九年二月
- ・大橋善晃「英国における金融教育（2）金融能力国家戦略の策定と新たな戦略目標の設定」『証券レビュー』（財）日本証券経済研究所 第四九卷第五号 二〇〇九年五月
- ・大橋善晃「英国における金融教育（3）政府による金融能力への取組み」『証券レビュー』（財）日本証券経済研究所 第四九卷第七号 二〇〇九年七月
- ・川村雄介「わが国における金融教育の意義と課題」『地銀協月報』地方銀行協会 二〇〇四年一二月
- ・平岡久夫「米国・英国の金融・投資教育」日本が学ぶべきもの」『証券レビュー』（財）日本証券経済研究所 第四二卷第九号 二〇〇二年九月

（さかした あきら・客員研究員）